帳　簿　価　額	9,368,872円
使用しなくなる日	帯広市へ売却する予定ですが、売却日は平成29年３月末日現在において未定であります。
使用しないという決定を行った経緯及び理由	帯広市の稲田西２線道路整備事業に必要となる職員宿舎の宿舎用地及び緑地帯並びに圃場について、当該自治体からの譲渡要望に応じるため。
回収可能サービス価額	時価を公示価格等で見積した結果、回収可能サービス価額が簿価を上回る。

Ⅶ．退職給付に係る注記

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用している。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金　1,392,321円

退職給付費用　138,000円

期末における退職給付引当金　1,530,321円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用　138,000円

Ⅷ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅸ．金融商品の状況に関する事項

１．当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については文部科学大臣の事前承認に基づいて民間金融機関からの借入れを実施しています。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（※１）	時　価	差　額
⑴　投資有価証券	232,950,653	264,713,000	31,762,347
⑵　長期未収入金	14,715,941	14,673,798	△ 42,143
⑶　未収入金	13,668,360	13,668,360	—
⑷　現金及び預金	943,246,459	943,246,459	—
⑸　長期借入金（※２）	(170,299,720)	(180,434,174)	△ 10,134,454
⑹　長期未払金	(142,578,393)	(146,494,166)	△ 3,915,773
⑺　未払金	(439,426,859)	(442,199,242)	△ 2,772,383

（※１）負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

（※２）長期借入金には、一年以内返済予定長期借入金を含めています。

㈱　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券

これらの時価については、市場価格によっています。

⑵　長期未収入金

時価については、国立大学法人等業務実施コスト計算書において、政府出資等の機会費用の計算に使用した利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

⑶　未収入金、⑷　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑸　長期借入金

時価については、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

⑹　長期未払金

全額リース債務を計上しております。時価については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

⑺　未払金

リース債務に係る未払金については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。リース債務以外の未払金においては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

Ⅹ．賃貸等不動産関係

当法人は北海道帯広市において学生寄宿舎及び国際学術交流施設を有しております。

これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
680,896,813	△ 32,297,501	648,599,312	641,402,324

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）　当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当法人で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産に関する平成29年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

（単位：円）

賃貸収益	賃　貸　費　用	その他（売却損益等）
56,283,747	89,843,055 （うち損益外減価償却相当額　24,995,429）	—

Ⅺ．重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅻ．その他国立大学法人等の状況を適切に開示するために必要な事項

該当事項はありません。